

上越民商ニュース

発行
上越民主商工会
〒943-0827
上越市栄町7-7
TEL025-524-4816
FAX025-524-3298

税制で商売をつぶすな！ 消費税増税、インボイス制度は許さない！

来年10月実施の消費税増税、複数税率・インボイス(適格請求書)制度導入を許さないために政府の狙いを明らかにし、増税阻止の運動を強めようと各支部でDVD「教えて湖東先生」を視聴する学習・交流会が開催されています。

直江津西支部は8月25日午後3時、レインボーセンターで「消費税増税と複数税率・インボイス制度を許さない」学習会を開

催し、7人が参加しました。DVD「教えて湖東先生」を視聴し①軽減税率は消費者にとって負担軽減にならないこと。②軽減(8

%)・標準(10%)税率区分の複雑さ。③インボイス制度の複雑さと、免税業者が取引から排除される恐れが大きいこと。④消費税にたよらない税制度へ転換すれば営業・暮らし



DVDを視聴し商売がどうなるか話し合う参加者=8/25レインボーセンター

消費税増税中止！5%に戻せ！複数税率・インボイス制度反対！の世論を高めるために多くの事業者から「商工新聞」をよく読んでもらうことが不可欠です。

商工新聞読者を増やそう！

消費税の複数税率や、インボイスの複雑さや危険性はほとんど知られていません。一人でも多くの業者に本質を知らせ増税中止の取組みに賛同し、協力して

もらわなければ増税を阻止することは出来ません。同時に、自分が一定の理解をしていないとなかなか新聞を勧められません。

各支部長は一刻をあらそって班や支部主催の「複数税率・インボイスの学習会」を企画し、全会員・読者や会外の業者を誘って学習交流会を成功させましょう。

が守られることなどを学習・交流しました。

川瀬節子さん(飲食)は、「軽減と言っても値段は上がるし、免税業者が排除されるような税制度では商売の意欲を失う。」

狩野三郎さん(鉄工)は、「小規模業者はいらぬという仕組みには絶対反対。死活問題だ。」青木信雄支部長(建築)は、「かつて集団就職で働いた先人が経済を支える屋台骨になったことを忘れてはいけない。我々小・零細事業者が地域経済を支えており、それを崩すような制度は許せない。」と意見交流し、「大多数が消費税増税や複数税率・インボイスの仕組みを理

解していないと思うので、商工新聞を多くの業者に読んでもらい、署名で増税反対の世論を高め、来年の一斉地方選挙や参議院選挙で増税反対の議員を増やすしか営業と暮らし地域経済を守る道はない。」と話しました。

学習会後は近くの飲食店で懇親会を開催し、高橋昇作さん(建築)は店主



第1回目の学習会と位置付けて話し合う会員=8/27ビーチホールまがたま

に8月27日付商工新聞を見せ、勉強したてのインボイスの問題点などを話すと快く読者になってくれました。

糸魚川支部では 継続開催を計画

糸魚川支部は8月27日夜、ビーチホールまがたまを会場に5人が参加しインボイスなどの問題点

を学びあいました。

今回の学習会は8月9日の役員会でDVDを視聴し複雑な事務が強要され免税業者が取引から排除される事態を知ったことから、会員・商工新聞読者はじめ多くの業者に知らせようと、一般新聞にも案内チラシを入れて計画した第1回目の学習会です。

参加者は、「複数税率にしろとも9%の単一税率にすればこんな煩わしいことせんで良いのに。」「歳も歳だし経過措置でインボイス移行期間の最中に廃業しとるんじゃないかね。」など意見交流し、次回は会外の業者にも声をかけ大勢の参加をめざそうと話しました。

日常的な自主記帳・自主計算のために 民商ではパソコン記帳会を定期開催しています

民商では、日常的な自主記帳・自主計算をすす

めるために毎月1回、民商事務所でパソコン記帳会を開催しています。

記帳は単に申告のために行なうのではなく、日常の経営内容をつかみ改善に生かすためにも極めて大事なものです。



ぜひ挑戦してみましょう。

パソコン記帳会 開催要項

- ◎9月20日(木) ◎10月16日(火) ◎11月20日(火)
- ◎午後1時30分~の部と、午後7時~の部で実施。
- ◎参加費は1回300円。
- ◎出納帳、通帳、日常付けている帳面、請求書・領収書など用意してご参加下さい。

高田税務署が 収支内訳書提出 強要の文書送付

高田税務署が「書類の提出について」の文書を送付し、収支内訳書の提出を強要しています。

「収支内訳書」にどう応えるかは納税者本人が決めることであり、提出しなくても罰則はありません。税務署がどの程度文書発送したのかを調べるため、文書送付された方は民商事務局までご連絡下さい。

火災共済更新は 9月18日まで

民商で取り扱っている総合生協の火災共済は、9月末日で更新となります。加入者には既に更新のご案内をしておりますが、更新(継続)申込み締切は9月18日(火)です。ご案内には、「現在の契約内容」をもとに「おすすめプラン」を提案する内容となっています。

9月18日までに共済掛金と印鑑をもって民商までお出かけ下さい。

~第18回~
消費税インボイスで売上1千万円以下も課税に？



~第19回~
建設業一人親方も免税ではられない？



~第20回~
飲食店も消費税課税に？



~第21回~
「小売店も課税一黙ってられない!」

